

所得税の計算

増田ゼミナール作成

まず、所得は、所得の発生源により、10種類に分類されます。

10種類の所得区別は、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得、一時所得、雑所得です。

ここでは、講義中に説明のあった、退職所得、給与所得、事業所得の金額について説明します。

退職所得の金額は、30条適用して求めます。

例題1 A氏 30年勤務 退職金 4,000万円

B氏 15年勤務 退職金 4,000万円

A氏

退職所得控除額は、 $800万 + 70万 \times (30 - 20) = 1,500万$

$$(4,000万 - 1,500万) \times 0.5 = 1,250万$$

A氏の退職所得の金額は、1,250万円です。

B氏

退職所得控除額は、 $40万 \times 15 = 600万$

$$(4,000万 - 600万) \times 0.5 = 1,700万$$

B氏の退職所得の金額は、1,700万円です。

どうして、退職所得の金額に差が出るかは、わかりますよね。

給与所得の金額は、28条を適用して求めます。

例題2 C氏 給与収入額 2,000万円

D氏 給与収入額 800万円

C氏

給与所得控除額は、 $220万 + (2,000万 - 1,000万) \times 0.05 = 270万$

$$2,000万 - 270万 = 1,730万$$

C氏の給与所得の金額は、1,730万円です。

D氏

給与所得控除額は、 $186万 + (800万 - 660万) \times 0.1 = 200万$

$$800万 - 200万 = 600万$$

D氏の給与所得の金額は、600万円です。

* 給与所得の金額は、**給与所得の金額 = 収入金額 - 給与所得控除額**で。

事業所得の金額は、27条を適用して求めます。

例題3 E氏の経営するコンビニ

売上高 230,000 千円

売上原価 180,000 千円

人件費 15,000 千円

減価償却

取得価格 5,000 万円、耐用年数 25 年、残存価格は取得価格の 10%

雑費 1,000 千円

F氏の経営するコンビニ

売上高 12,000 万円

売上原価 8,000 万円

減価償却

取得価格 5,000 万円、耐用年数 30 年、残存価格は取得価格の 10%

販売費 1,500 万円

E氏

減価償却は、 $(5,000 \text{ 万} - 500 \text{ 万}) \div 25 = 1,800 \text{ 千}$

必要経費は、 $180,000 \text{ 千} + 15,000 \text{ 千} + 1,800 \text{ 千} + 1,000 \text{ 千} = 197,800 \text{ 千}$

$230,000 \text{ 千} - 197,800 \text{ 千} = 32,200 \text{ 千}$

E氏の事業所得の金額は、32,200 千円です。

F氏

減価償却は、 $(5,000 \text{ 万} - 500 \text{ 万}) \div 30 = 150 \text{ 万}$

必要経費は、 $8,000 \text{ 万} + 150 \text{ 万} + 1,500 \text{ 万} = 9,650 \text{ 万}$

$12,000 \text{ 万} - 9,650 \text{ 万} = 2,350 \text{ 万}$

F氏の事業所得の金額は、2,350 万円です。

*減価償却は、減価償却費 = (取得価格 - 残存価格) ÷ 耐用年数 で求めます。

*事業所得の金額は、事業所得の金額 = 収入金額 - 必要経費で。

まだまだ、計算は続きます。頑張りましょう！！

次に先に分類した所得を総所得金額、退職所得金額、山林所得金額に分けます。

退職所得 退職所得金額

山林所得 山林所得金額

その他の所得区分 総所得金額 です。

なぜ、この過程があるかは、講義でやりましたよね。

その後、**基礎控除、その他の控除をして、課税総所得金額、課税退職所得金額、課税山林所得金額を計算します。**

講義では、配偶者控除（83条）

扶養控除、（84条）

医療費控除（73条）

基礎控除（86条）を所得控除として控除しました。

そして、最後に**89条の税率を適用して、所得税の額を計算します。**

お疲れ様です。

以上で、所得税の税額を求めることができます。

しかし、実際の税額は、この他にもいろいろな法律等が関係してくるため、もっと複雑です。

詳しく知りたい人は、国税庁のホームページなどをご覧くださいとしたいと思います。

では、最後に練習問題です。

問題 X氏の所得税額を求めなさい。

給与収入金額 3,000万円

所得控除関係

医療費 150万円

家族 妻、子供2人

解答は、下です。

解答 給与所得控除額は、 $220 \text{万} + (3,000 \text{万} - 1,000 \text{万}) \times 0.05 = 320 \text{万}$

$$3,000 \text{万} - 320 \text{万} = 2,680 \text{万}$$

X氏の給与所得の金額は、2,680万円

給与所得 総所得金額

所得控除は、

配偶者控除は、83条より 38万

扶養控除は、84条より $38 \text{万} \times 2 = 76 \text{万}$

医療費控除は、73条より $150 \text{万} - 10 \text{万} = 140 \text{万}$

基礎控除は、86条より 38万

所得控除の合計額は、 $38 \text{万} + 76 \text{万} + 140 \text{万} + 38 \text{万} = 292 \text{万}$

課税総所得金額は、 $2,680 \text{万} - 292 \text{万} = 2,388 \text{万}$

税率の適用

330万円以下の金額 $330 \text{万} \times 0.1 = 33 \text{万}$

330万円を超え 900万円以下の金額 $570 \text{万} \times 0.2 = 114 \text{万}$

900万円を超え 1,800万円以下の金額 $900 \text{万} \times 0.3 = 270 \text{万}$

1,800万円を超え 3,000万円以下の金額 $588 \text{万} \times 0.4 = 235.2 \text{万}$

$$33 \text{万} + 114 \text{万} + 270 \text{万} + 235.2 \text{万} = 652.2 \text{万}$$

答え、652,2万円

どうでしたか？やっぱり難しかったですかねえ??